



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年7月27日金曜日 第1882号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則..... 835

告 示

知事印（専用公印）の改刻..... 836
 医療機関の指定..... 836
 指定医療機関の名称の変更..... 836
 指定医療機関の所在地名の変更..... 836
 指定医療機関の廃止の届出..... 837
 指定医療機関の休止の届出..... 837
 介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 837
 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定..... 838
 介護機関（特定福祉用具販売事業者）の指定..... 838
 介護機関（介護予防事業者）の指定..... 838

介護機関（地域包括支援センター）の指定..... 839
 介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の指定..... 840
 介護員養成研修事業者の指定..... 840
 土地改良区役員の就退任の届出（3件）..... 840
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... 841
 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... 841
 落札者等の告示..... 842

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 842

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第31号

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県農業改良資金貸付規則（昭和60年愛媛県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（農業改良資金の種類）</p> <p>第2条 農業改良資金の種類は、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する資金</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 農作業を受託する場合に必要な資金（農地保有合理化担い手育成地域推進事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7333号農林水産事務次官依命通知）に基づき基幹的農作業を受託する旨の契約を結び、その受託期間の受託料相当額を貸し付けるものに限る。）</p> <p>（貸付対象者）</p> <p>第3条 農業改良資金の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当する農業者等とする。ただし、<u>第2号及び第3号</u>に掲げるものにあつては前条第1号から第7号まで及び第11号イに掲げる資金の貸付に、<u>第4号及び第6号</u>に掲げるものにあつては同条第1号から第7号までに掲げる資金の貸付に、第5号</p>	<p>（農業改良資金の種類）</p> <p>第2条 農業改良資金の種類は、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する資金</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 農作業を受託する場合に必要な資金（<u>担い手育成農作業受委託促進事業実施要領（平成16年4月1日付け15経営第6700号農林水産事務次官依命通知）</u>に基づき基幹的農作業を受託する旨の契約を結び、その受託期間の受託料相当額を貸し付けるものに限る。）</p> <p>（貸付対象者）</p> <p>第3条 農業改良資金の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当する農業者等とする。ただし、<u>第2号から第4号まで及び第6号</u>に掲げるものにあつては前条第1号から第7号まで及び第11号イに掲げる資金の貸付に_____、第5号</p>

に掲げるものにあつては同条第1号から第8号まで及び第11号アに掲げる資金の貸付けに、第7号に掲げるものにあつては同条第1号から第7号まで及び第11号アに掲げる資金の貸付けに限る。
 (1)～(7) 省略

に掲げるものにあつては同条第1号から第8号まで及び第11号に掲げる資金の貸付けに、第7号に掲げるものにあつては同条第1号から第7号まで及び第11号に掲げる資金の貸付けに限る。
 (1)～(7) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1292号

愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）第6条の規定により、知事印（専用公印）を次のとおり改刻した。
 平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

印 影	管 守 場 所	用 途	使用開始年月日
	大洲土木事務所	土木用地登記	平成19年8月1日

○愛媛県告示第1293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。
 平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年月日
林 歯 科 医 院	医療法人 藤 枝 会	今治市旭町三丁目1-20	平成19年5月1日

○愛媛県告示第1294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。
 平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 療 機 関 の 名 称		開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
近藤外科	こんどう外科内科胃腸科クリニック	近 藤 圭治郎	新居浜市田所町4番70号	平成18年10月1日
有限会社西之端薬局	西之端薬局	有限会社西之端薬局	新居浜市中萩町1-5	平成19年4月1日

○愛媛県告示第1295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。
 平成19年7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

植木整形外科	医療法人 植木整形外科	宇和島市堀端町2番5号	平成19年6月1日
なかの泌尿器科	医療法人 なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木1番耕地240番地1	平成19年5月1日
こくぶ内科クリニック	医療法人 こくぶ内科クリニック	八幡浜市松柏乙999番地	平成19年5月1日
二宮 医 院	医療法人 二宮 医 院	八幡浜市保内町宮内1番耕地92番地1	平成19年5月1日
たなか内科クリニック	医療法人 たなか内科クリニック	新居浜市中萩町1番38号	平成19年6月1日
吉松外科胃腸科	医療法人 吉松外科胃腸科	新居浜市田所町3-5	平成19年6月1日
東若宮中川脳神経外科クリニック	医療法人 中川クリニック	大洲市東若宮8番地7	平成19年6月1日
米湊わたなベクリニック	医療法人 幸 愛 会	伊予市米湊1477番地1	平成19年6月1日
くらの耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	医療法人 くらの耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	四国中央市中之庄町284-4	平成19年6月1日
山下小児科	医療法人 山下小児科	西予市宇和町伊賀上1656番地57	平成19年6月1日
藤本内科クリニック	医療法人 藤本内科クリニック	東温市横河原1301番地3	平成19年6月1日

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地名		変更年月日
		旧	新	
医療法人鎌田産婦人科	医療法人鎌田産婦人科	新居浜市阿島甲1015 - 61	新居浜市阿島一丁目1番56号	平成18年10月1日
白石歯科医院	医療法人白愛会	新居浜市多喜浜231 - 1	新居浜市多喜浜一丁目4番40号	平成18年10月1日

○愛媛県告示第1296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
伊藤医院	伊藤 薫子	上浮穴郡久万高原町有枝3188	平成19年4月1日
林歯科医院	藤 枝 晃	今治市旭町三丁目1 - 1	平成19年5月1日
植木整形外科	植 木 隆 平	宇和島市堀端町2番5号	平成19年6月1日
なかの泌尿器科	中 野 吉 朗	八幡浜市保内町喜木1番耕地240番地1	平成19年5月1日
こくぶ内科クリニック	國 分 健 司	八幡浜市松柏乙999番地	平成19年5月1日
二宮医院	二 宮 完 治	八幡浜市保内町宮内1 - 92	平成19年5月1日
山中耳鼻咽喉科医院	山 中 康 正	新居浜市若水町二丁目4 - 26	平成18年12月1日
庄内調剤薬局	株式会社 ガレノス	新居浜市庄内町1 - 14 - 35	平成19年4月1日
たなか内科クリニック	田 中 清 宜	新居浜市中萩町1番38号	平成19年6月1日

吉松外科胃腸科医院	吉 松 泰 彦	新居浜市田所町3 - 5	平成19年6月1日
東若宮中川脳神経外科クリニック	中 川 孝	大洲市東若宮8番地7	平成19年6月1日
米湊わたなベクリニック	渡 邊 英 次	伊予市米湊1477番地1	平成19年6月1日
くらの耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	藏 野 晃 治	四国中央市中之庄町284 - 4	平成19年6月1日
山下小児科	山 下 万 浩	西予市宇和町伊賀上1656番地57	平成19年6月1日
藤本内科クリニック	藤 本 明 彦	東温市横河原1301番地3	平成19年6月1日

○愛媛県告示第1297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	休 止 年月日
喜多医師会立内山病院	社団法人 喜多医師会	喜多郡内子町城廻275 - 1	平成19年6月1日

○愛媛県告示第1298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635番地2	かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635番地2	平成19年5月1日
医療法人かまくら歯科クリニック	伊予郡松前町鶴吉806番地	かまくら歯科クリニック	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成19年5月1日
医療法人平林胃腸クリニック	今治市河南町二丁目6番20号	平林胃腸クリニック	今治市河南町二丁目6番20号	平成19年5月1日
社団法人全国社会保険協会連合会	東京都港区高輪三丁目22番12号	宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	平成19年6月1日
医療法人なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木1番耕地240番地1	なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木1番耕地240番地1	平成19年5月1日

株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8番23号	グループホーム上の茶屋	新居浜市西の土居町二丁目 8番15号	平成19年 6月19日
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8番23号	グループホーム下の茶屋	新居浜市西の土居町二丁目 8番23号	平成19年 6月19日
株式会社リ・ライフ	大洲市徳森248番地	リ・ライフ	大洲市徳森248番地	平成19年 6月 1日
社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地 1	伊予市社協中山訪問介護事業所	伊予市中山町出淵 2番耕地13番地 1	平成19年 7月 1日
社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地 1	伊予市社協双海訪問介護事業所	伊予市双海町上灘甲5821番地 6	平成19年 7月 1日
有限会社スローライフ	四国中央市川之江町字馬場20番 4	まちなか	四国中央市川之江町字馬場20番 4	平成19年 7月 2日

○愛媛県告示第1299号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成19年 7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社リ・ライフ	大洲市徳森248番地	居宅介護支援事業所リ・ライフ	大洲市徳森248番地	平成19年 6月 1日

○愛媛県告示第1300号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成19年 7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社リ・ライフ	大洲市徳森248番地	リ・ライフ	大洲市徳森248番地	平成19年 6月 1日

○愛媛県告示第1301号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成19年 7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635番地 2	かどた内科	伊予郡砥部町高尾田635番地 2	平成19年 5月 1日
医療法人かまくら歯科クリニック	伊予郡松前町鶴吉806番地	かまくら歯科クリニック	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成19年 5月 1日
社会福祉法人宇和島市民共済会	宇和島市和霊元町一丁目 5番 27号	指定通所介護事業所老人デイサービスセンターいこい	宇和島市和霊元町一丁目 5番 27号	平成19年 6月 4日
医療法人なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木 1番耕地 240番地 1	なかの泌尿器科	八幡浜市保内町喜木 1番耕地 240番地 1	平成19年 5月 1日

株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8番23号	グループホーム上の茶屋	新居浜市西の土居町二丁目 8番15号	平成19年 6月19日
株式会社お茶屋の里	新居浜市西の土居町二丁目 8番23号	グループホーム下の茶屋	新居浜市西の土居町二丁目 8番23号	平成19年 6月19日
株式会社ふじ	新居浜市久保田町一丁目 8番12号	デイサービスセンターふじ	新居浜市久保田町一丁目 8番12号	平成19年 6月 1日
株式会社サン	新居浜市久保田町一丁目 8番12号	株式会社サン訪問介護サービス	新居浜市久保田町三丁目 3番28号	平成19年 5月 1日
株式会社サン	新居浜市久保田町一丁目 8番12号	デイサービスセンターサン	新居浜市中須賀町一丁目 4番25号	平成19年 5月 1日
株式会社サン	新居浜市久保田町一丁目 8番12号	株式会社サン福祉用具貸与サービス	新居浜市中須賀町一丁目 4番25号	平成19年 6月 1日
医療法人忍風会	大洲市徳森1512番地 1	介護老人保健施設長浜ひまわり	大洲市柴甲1422番地 3	平成19年 6月 1日
医療法人忍風会	大洲市徳森1512番地 1	介護老人保健施設ひまわり	大洲市徳森1580番地 1	平成19年 6月 1日
医療法人忍風会	大洲市徳森1512番地 1	大洲記念病院	大洲市徳森1512番地 1	平成19年 6月 1日
医療法人忍風会	大洲市徳森1512番地 1	ヘルパーステーションひまわり	大洲市徳森1512番地 1	平成19年 6月 1日
医療法人忍風会	大洲市徳森1512番地 1	訪問看護ステーションひまわり	大洲市徳森1512番地 1	平成19年 6月 1日
特定非営利活動法人ふくふくの会	越智郡上島町弓削上弓削 3番地	デイサービスふくふくの会	越智郡上島町弓削上弓削 3番地	平成19年 6月22日
有限会社ケアサポートいずみ	北宇和郡鬼北町大字永野市98番地 1	有限会社ケアサポートいずみ	北宇和郡鬼北町永野市98番地 1	平成19年 6月27日
社会福祉法人潤和会	西条市周布326番地	デイサービスセンターなごみ	西条市周布326番地	平成19年 6月 8日
社会福祉法人潤和会	西条市周布326番地	指定短期入所生活介護事業所なごみ	西条市周布326番地	平成19年 7月 1日
えひめ中央農業協同組合	松山市千舟町八丁目128番 1	デイサービスセンターもものさと	伊予市上野580番地	平成19年 6月29日
社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地 1	伊予市社協中山訪問介護事業所	伊予市中山町出淵 2番耕地138番地 1	平成19年 7月 1日
社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地 1	伊予市社協双海訪問介護事業所	伊予市双海町上灘甲5821番地 6	平成19年 7月 1日
有限会社スローライフ	四国中央市川之江町字馬場2083番 4	まちなか	四国中央市川之江町字馬場2083番 4	平成19年 7月 2日

○愛媛県告示第1302号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（地域包括支援センター）を次のように指定した。

平成19年 7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（地域包括支援センター）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
鬼北町	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	鬼北町地域包括支援センター	北宇和郡鬼北町近永800番地1	平成19年4月1日
大洲市	大洲市大洲690番地の1	大洲市地域包括支援センター	大洲市大洲690番地の1	平成19年6月1日

○愛媛県告示第1303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社サン	新居浜市久保田町一丁目8番12号	株式会社サン福祉用具貸与サービス	新居浜市中須賀町一丁目4番25号	平成19年6月1日

○愛媛県告示第1304号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指定期日
医療法人三津整形外科	愛媛県松山市古三津三丁目5番5号	訪問介護に関する2級課程	平成19年7月12日

役員の種類	氏名	住 所
理事	内藤 始	松山市中須賀二丁目3-5
"	長平良 公司	松山市中須賀二丁目2-10
"	岩城 宏光	松山市古三津一丁目16-17
"	西本 努	松山市中須賀二丁目5-11
"	乗松 尚照	松山市古三津一丁目27-12
監事	岡田 久輝	松山市古三津六丁目2-24
"	井村 昌輝	松山市中須賀一丁目4-27

退 任

役員の種類	氏名	住 所
理事	内藤 始	松山市中須賀二丁目3-5
"	長平良 公司	松山市中須賀二丁目2-10
"	岩城 宏光	松山市古三津一丁目16-17
"	西本 努	松山市中須賀二丁目5-11
"	乗松 尚照	松山市古三津一丁目27-12
監事	岡田 久幸	松山市古三津一丁目6-31
"	井村 昌輝	松山市中須賀一丁目4-27

○愛媛県告示第1305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市河原津土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加戸守行

退 任

役員の種類	氏名	住 所
理事	伊藤 栄三郎	西条市河原津新田甲121番地7

○愛媛県告示第1306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

○愛媛県告示第1307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石手川北部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年7月27日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏名	住 所
理事	山下 新	松山市食場町288-1
"	岡宮 涉	松山市上伊台町864

"	宮 本 仕 郎	松山市上伊台町1877 - 2
"	白 石 信 夫	松山市上伊台町133
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733 - 2
"	神 野 健	松山市下伊台町1196
"	中 川 孝 一	松山市下伊台町801
"	景 浦 寿	松山市下伊台町574
"	寺 本 弘 道	松山市上伊台町841
"	野 本 昇	松山市祝谷六丁目1211
"	面 田 正 毅	松山市石手二丁目 8 - 13
"	高 市 峰 雄	松山市菅沢町甲313
"	乘 松 政 文	松山市福角町甲228
"	桐 木 孝	松山市福角町甲796 - 2
"	石 丸 庄 佐	松山市権現町甲32
"	谷 口 史 人	松山市堀江町甲1445 - 10
"	高 橋 元	松山市福角町甲591
"	光 宗 毅	松山市福角町甲1737
"	柳 原 厚	松山市福角町甲524 - 1
"	上 松 保 夫	松山市東大栗町甲650 - 2
"	上 松 勝 典	松山市東大栗町甲746
"	西 崎 政 利	松山市客甲260
"	樋 野 彰 彦	松山市客甲514 - 1
"	和 泉 正 幸	松山市西谷甲501
"	松 永 定 良	松山市磯河内甲529
"	大 野 誠	松山市磯河内甲433
監 事	野 本 仁	松山市菅沢町甲307
"	光 宗 宏 忠	松山市東大栗町甲773
"	竹 松 慎 吾	松山市鴨之池137

"	吉 岡 純 治	松山市上伊台町878 - 1
"	宮 本 仕 郎	松山市上伊台町1877 - 2
"	白 石 信 夫	松山市上伊台町133
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733 - 2
"	神 野 健	松山市下伊台町1196
"	中 川 孝 一	松山市下伊台町801
"	景 浦 寿	松山市下伊台町574
"	山 下 新	松山市食場町288 - 1
"	野 本 昇	松山市祝谷六丁目1211
"	面 田 正 毅	松山市石手二丁目 8 - 13
"	西 崎 伸 承	松山市上伊台町744
"	高 市 峰 雄	松山市菅沢町甲313
"	乘 松 定 雄	松山市福角町甲1691 - 3
"	桐 木 孝	松山市福角町甲796 - 2
"	石 丸 庄 佐	松山市権現町甲32
"	谷 口 史 人	松山市堀江町甲1445 - 10
"	柳 原 弘	松山市福角町甲1405 - 2
"	石 丸 正 樹	松山市権現町甲128 - 1
"	上 松 正 明	松山市東大栗町643
"	窪 田 進	松山市東大栗町943 - 1
"	西 崎 政 利	松山市客甲260
"	重 野 信 秀	松山市西谷甲295
"	高 智 八 郎	松山市客甲533
"	山 口 三 郎	松山市磯河内甲526
"	二 神 茂	松山市小川甲20
監 事	野 本 仁	松山市菅沢町甲307
"	上 松 保 夫	松山市東大栗町甲650 - 2
"	竹 松 慎 吾	松山市鴨之池137

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	乘 松 敏 夫	松山市福角町甲235 - 2

○愛媛県告示第1308号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成19年 7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
大第 2号	八幡浜市北浜1丁目3番37号	大洲地区食品衛生協会	八幡浜市北浜1丁目3番37号 八幡浜保健所内	平成19年 6月28日

○愛媛県告示第1309号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成19年 7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
八第 13号	八幡浜市北浜1丁目3番37号	八幡浜大洲地区食品衛生協会	売りさばき人 八幡浜市北浜1丁目3番37号 八幡浜大洲地区食品衛生協会	売りさばき人 八幡浜市北浜1丁目3番37号 八幡浜地区食品衛生協会	平成19年 5月22日

売りさばき所
八幡浜市北浜 1 丁目 3 番37号
八幡浜保健所内

売りさばき所
八幡浜市北浜 1 丁目 3 番37号
八幡浜保健所内

○愛媛県告示第1310号

次のとおり落札者を決定した。

平成19年 7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
教育情報通信ネットワークシステム 運用管理業務 一式	愛媛県教育委員会 事務局教育総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目 4 番地 2	平成19年 6月21日	富士通株式会社松山支店 愛媛県松山市永代町13 番地	3,675,000円	一般競争入札	平成19年 5月11日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 7月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 7月13日	特定非営利活動法人 四国福祉事業支援機構	菊池京子	松山市朝生田町六丁目 2 番48号ア ゲコウビル 3 F	この法人は、「人」が夢と希望を持ち、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、高齢者・児童・身障者福祉の向上を図り、福祉社会実現に向けた調査研究及びまちづくりに関する提言及び情報提供に関する事業を行い、不特定多数の利益に寄与することを目的とする。